

## 民間資金等活用事業推進委員会第23回合同部会議事概要

日 時：平成14年5月29日（水） 15:00～17:00

会 場：中央合同庁舎4号館共用第2特別会議室

出席者：西野部会長、山内部会長、高橋委員、前田委員

阿保専門委員、井崎専門委員、小澤専門委員、中村専門委員、広井専門委員、

三井専門委員、光多専門委員、美原専門委員、宮本専門委員、山下専門委員

説明者：（総務省）自治行政局地域振興課山本課長、行政課佐々木企画官

情報通信政策局技術政策課河内課長

自治行政局行政課佐々木企画官

自治財政局調整課高杉課長補佐

自治税務局固定資産税課中村課長補佐

（厚生労働省）雇用均等・児童家庭局保育課高井課長、西川課長補佐

老健局計画課石井課長、阿萬課長補佐

政策統括官付社会保障担当参事官室西村政策企画官

医政局指導課竹林課長補佐

健康局水道課熊谷課長補佐、

国立病院部経営指導課施設整備管理室瀬戸室長補佐

事務局：竹内民間資金等活用事業推進室長、有木参事官、嶋田企画官、大塚参事官補佐、

菅野参事官補佐、丹野参事官補佐、濱田参事官補佐

### 議事概要

#### 関係省庁からのヒアリング

総務省より資料1に基づき総務省の取り組みについて説明。

#### 【質疑】

・公の施設をPFIで整備する場合、各事項について条例で定めるか契約で定めるか問題になるが、その整理は。

（総務省）公の施設とする以上、条例を抜きに考えるのは住民との関係で問題。民間企業が全く自由に事業を行うのであれば、企業誘致的に捉えて、議会の関与を離し、契約で定めるという考え方もある。必ずしも全ての事柄を条例で定める必要は無い。公の施設でのPFI導入には難しい面もあるので、公の施設にするのかを事業ごとによく考え判断するよう通知している。

・公の施設の管理委託について規制緩和を考えないのか。

（総務省）実際、業務委託を積み重ねることによってその点は解決できる。但し、PFI事業者が直接料金を徴収することだけは解釈の余地が無く、できない。緩和の要望があ

れば検討はするが、料金徴収制度の精緻な考え方を本質的に転換する必要があって難しい。各事業法規の規制もあり、料金徴収制度を変えただけで全てが解決できるわけでもなからう。料金徴収に関する規制がPFI推進の非常に大きな障害になっているのであれば別であるが、そうでもない。この緩和は行政制度の抜本的な転換であり、現時点では消極的。

- ・現実には、公が料金を徴収し、一度歳入とし、同じ金額を歳出としてPFI事業者に渡しているといった意味の無いやり取りが行われている。公の施設の問題を検討しなければ、実際に起きている混乱は解決しない。

(総務省)ご指摘を踏まえて検討したいと思うが、一方でさまざまな問題を含んでいることを理解いただきたい。

- ・PFIの円滑な推進のためには、公の施設にするべきかどうか、公の施設に関して条例で何を定めるべきかについて、通達に明確に書くべきではないか。

(総務省)条例の問題は、運用の問題。公の施設の設置管理条例において、どこまで細かく書くべきかは、個別に異なり、個別具体の事柄まで通知に書くことはできない。一方で、住民との関係で基本的な事柄を条例で定めることは必要。また、通知の法的な性格は助言であり必ずしもこれに拘束される必要は無い。公の施設にするかは自治体の判断。そのような趣旨で書いている。実際に自ら判断している自治体は結構出てきている。

- ・自治体PFI推進センターの具体的な事業内容は。

(総務省)まだ十分詰まっていないが、基本的には自治体の情報交換の場にしたいと考えている。

- ・現状をみていると、自治体PFI推進センターでは自治体への金融面でのサポートも必要だろう。

(総務省)実際に自治体から、プロジェクトファイナンスがわかりにくいという声を聞いている。そういう意見を踏まえ、金融機関やゼネコン、コンサルの方との意見交換する場等を設け、理解を深めていくこととしたい。

- ・PFIにおける金融機関の役割は、リスク分担を明らかにすること。その役割を十分に果たすためにも、金融機関が早い段階で事業に参画できるように配慮していただきたい。

(総務省)自治体PFI推進センターに対する期待の中で、一番多いのはリスク分担の考え方ということもあり、金融機関との意見交換も深めていきたい。

- ・入札に関し、いわゆる公募型プロポーザル方式についての見解は。

(総務省)通知において、総合評価一般競争入札の活用や随意契約による場合の留意点を示している。そもそも、公募型プロポーザル方式を採用することの趣旨が、PFIの特徴を活かすための交渉の必要性にあるのか、楽をしたいことにあるのか分からない。公募型プロポーザル方式は随意契約なので、透明性や競争性について自治体の方で責任を持つ必要がある。公募型プロポーザル方式を採用するかは、最終的には各自治体の判断に委ねられる。

- ・総合評価一般競争入札における、多段階評価についての見解は。

(総務省)入札については、特にPFIは事業費が高く、事業期間が長期にわたるため、透明性を確保し、アカウンタブルな手続をとるべきと助言する傾向にある。多段階の内

容にもよるが、いわゆる一般競争入札で資格条件をつけることができるので、工夫の仕方によって一般競争入札でもできると思う。しかし、何度も入札するのは難しい。

- ・事業提案の内容にかかわる審査による、多段階審査は可能なのか。

(総務省) 入札コスト負担は必ずしも P F I 固有の問題ではない中で、そのような多段階審査の是非を論じることは難しい。

- ・透明性や競争性を担保し、各自治体が責任を持てるのであれば、公募型プロポーザル方式を採用できる旨の通達は出せないのか。

(総務省) 公募型プロポーザル方式採用の判断は自治体の判断であり、また、大きな自治体については政府調達協定との関係もある。随意契約の要件に該当することについての説明は各自治体が責任を持って行う必要があり、国のお墨付きが必要ということではいけない。

- ・わが国の P F I では、税負担が V F M に及ぼす影響が大きい。その点を踏まえた、P F I 事業者に対する地方税の減免はできないのか。

(総務省) 固定資産税については、P F I においてさまざまな事業があるなかで、それぞれの事業についての公共性を吟味し、その特例を設けるという考え方で対応している。B T O では、公共に所有権が移転するので非課税となるが、一方 B O T では、民間が資産を所有するので課税となる。例えば、旧自治省が J T ビルを借りて庁舎として使用していたが、J T は固定資産税を納めていた。庁舎のケースで B O T の場合は、そのような場合との整合性を議論していく必要がある。現在、港湾の荷さばき施設について固定資産税の軽減措置を講じている。

厚生労働省より資料 2 に基づき厚生労働省の取り組みについて説明。

#### 【質疑】

- ・ケアハウス、保育所の P F I について、公有地上に民間事業者が建物を建て直ぐに公共が買い取るのであれば、民間資金を必ずしも使う必要が無いので、P F I とは言えないのではないのか。

(厚生労働省) 資金面よりも、P F I 法のスキームを使うことで、自治体が新しいスタイルでのケアハウス等の整備を進めていくことにむしろ着目している。

- ・ケアハウスの P F I について、民間事業者への補助金交付と憲法 8 9 条との関係をどのように考えているのか。

(厚生労働省) B O T の場合に民間事業者に補助ができるかどうか検討したが、憲法 8 9 条の解釈として問題があるだろうという結論に達し、B T O の方でまずは進めようということになった。

- ・ケアハウスの P F I について、通達では、都道府県知事の許可の条件において、実質的に民間事業者の参入を規制するような内容(既に実績のあるものでなければ参加できないので、S P C を実質的に組成できない)が含まれているのでは。

(厚生労働省) 子会社を組成することも可能ということも盛り込んでおり、実績があらゆる場合に必要だとは書いてない。

- ・自治体はそうのように考えていないのでは。
- ・保育所とケアハウスのPFIは、市町村が民間事業者から土地と建物を貸与し、民間事業者が運営する形が、PFIといえるのだろうか。

(厚生労働省) 建物の所有権は完成後直ちに公に移転されるが、建物の建設は運営を行う民間事業者が行うので効率的な施設整備と運営ができるはず。また、各市町村の事情で必要な施設が民間整備できない場合に、公が従来型で整備するよりも、PFIで整備した方がより効率的なときにPFIを用いることとしており、PFIであると考えている。手続もPFI法にのっとって行っている。

- ・医療施設整備PFI事業への補助拡大とあるが、公立病院整備へのPFI導入の際に、僻地医療等の不採算部門の取扱いをどのように考えるのか。

(厚生労働省) 補助事業の拡大とは、従来から市町村の公的医療機関が受けられた補助制度について、補助要綱の改正によって、PFI事業者が行った場合にも同様に補助金を受けられるようにしたということ。不採算医療等についてもそれに関する補助が現行あり、PFIで整備するからといって不利になることないようにしているところ。

- ・水道事業のPFIの可能性についてどのように考えているのか。

(厚生労働省) 水道法は、特に民間、地方公共団体の区別をせず、事業認可をもって水道事業をさせる事業認可法律。よって、従来から、基本的には水道事業者の判断でアウトソーシング等も行われてきた。今回の法律改正では、水道法上の水道事業者としての責務がある中で、その責務関係を含めて第三者に委託する構造に整理した。PFIのために法律改正を行ったわけではないが、これによって、PFIを用いた新たな事業展開が生まれるのではないかと。

- ・ケアハウスのPFI事業者が、社会福祉法人以外の法人形態の場合には、都道府県知事等からのケアハウス設置許可が必要となるが、その運用をどのように考えているのか。

(厚生労働省) 都道府県知事等の許可の要件に関して、社会福祉法の規定に対応する形で技術的な助言として示している。また、マニュアルでは、事業者選定の審査基準書として、ソフトを重視すべくソフト部分に7割の配点を置き、評価にあたってはケアハウス等の運営実績について着眼すべきという考え方を示している。

- ・ケアハウス以外の事業をBOT方式で実施する場合、補助金についてはどのように考えているのか。

(厚生労働省) ケアハウスについてもBOT方式での整備を否定しているわけではなく、財務省への補助金の予算要求を憲法89条との関係から、施設整備費補助を見合わせているということ。医療施設については、原則BOT方式、BOT方式両方に補助できるように検討しているが、所有権の問題もあり、今後財務省と詰めたい。

次回の民間資金等活用事業推進委員会合同部会について

平成14年6月4日に開催予定。

以上

[ 問合せ先 ]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680, 9681